

現代アメリカ社会におけるポピュリズムの法哲学的考察

—トランプ型アメリカ・ファースト政策の議論を中心に—

* 澁谷 知之

A Jurisprudential Study of Populism in Contemporary American Society : Focusing on the Discussion of Trump-style America First Policies

Tomoyuki SHIBUYA *

抄録

本論文ではドナルド・トランプ (Donald John Trump) の大統領第一期 (二〇一七―二〇二一年) 任期中の政策、二〇二四年の大統領選挙時に提示された共和党政策綱領の内外政策案、および大統領第二期 (二〇二五年) 就任直後の政策に関わるポピュリズム (大衆主義) を読み解き、現代アメリカの国家・社会に適うポピュリズムの可能性を展望する。ここにおいては、アメリカ社会における国民の分極化・分断化や、不安定化、さらには福祉国家化による統治能力の危機、そして産業構造・人種構成の推移などといった社会構造の変化の影響をもとに分析する。加えて、福祉国家化し、中央集権化した現代国家の統治システムの変容をもとに、この社会のもとでの大衆運動とその動向を検証するものであり、現代先進諸国における自由とポピュリズムの関係性を論じ、これからの自由社会での自由擁護に資するポピュリズムの位置を考察するものである。これらの視点から、トランプ型アメリカファースト政策に見い出しうるポピュリズムを、現代アメリカの社会構造をもとにし

て、ポピュリズムと自由社会、自由主義との関係に注目し、分析していきたい。

論考方法としては、①大衆運動の歴史を巡り、ポピュリズムや草の根運動の経過を取り上げ概観する。またこの際一九七〇年代に勃興した、単一争点型の社会問題における草の根運動を契機とし誕生した新しい右翼 (以下、新右翼) 運動、さらには二〇〇九年に全米的に隆盛したティーパーティー運動と、トランプ型ポピュリズムとの思想比較を行い、トランプ型ポピュリズムの独自の位置を考察する。次に、②トランプの提唱・実行したアメリカ・ファースト政策 (特に移民・外交政策) をもとに、ここに内包される特質を考察する。さらに、③自由主義や英米系法思想の歴史と大衆をめぐる関係の変化を見据え、現代先進国におけるポピュリズムの可能性の法哲学的考察を行うていく。

キーワード…トランプ政権、ポピュリズム、アメリカ・ファースト政策、大衆、草の根運動、自由社会、自由主義、アメリカの社会構造の変化、アメリカの分極化・分断化

* 日本国際学園大学 経営情報学部、Japan International University

一・トランプ型ポピュリズムの誕生の背景

これから言及する、一九七〇年代の新右翼の草の根運動や各種の団体結成に見られるように、あるいは二〇〇九年のティーパーティー運動の全米的拡大に見られるように、単一の社会問題を扱う政治団体が結成され、これを争点として耳目を集めるのがポピュリズムの特徴であり、本論文ではこの点に着目し考察を進めていく。一九六〇年代以降、新右翼による草の根運動はプロテスト、カトリック、ユダヤ教の各宗教・宗派の中において、各自個別に存在していた伝統的保守派を、社会問題を提起しダイレクトメールの手法を活用するなどして統合を図っている。そして一九七〇年代に一大勢力となった。この一九七〇年代とは、リベラル派と伝統的保守派のそれぞれが、公民権、中絶、女性解放、同性愛の各問題において賛成と反対、容認と拒絶を二者択一的に進める社会問題に焦点をあてた団体を結成していった時期である。各々の単一争点の社会問題を扱う団体が社会対立を表面化させていったのである。¹⁾そして特に二〇一〇年代以降は、単一争点型社会問題が既に浮き彫りとなっているアメリカ社会の分極化や分断化を顕在化させていく役割を担ったともいえる。

この点確かに、分極化、分断化というものがアメリカ国民や国家全体に及んでいないのではないかと、という懐疑的な問いもあるだろう。例えば、世論調査においてはリベラル、保守が明確に峻別できず、中道層・日和見層が多数存在していることをもって、アメリカ国民が分断しているとみなすのは筋違いであるとの分析も存在する。²⁾

また、アメリカ国民の大方はイデオロギー上、中庸であつて、雑多な社会問題においては、リベラルでもあり、保守でもあるというゆるやかな傾向を示しているという見方もある。この根拠として具

体的には、一九九六年、二〇〇〇年、および二〇〇四年の大統領選挙結果から見て取れるという。ビル・クリントン (Bill Clinton) 再選の一九九六年、ジョージ・W・ブッシュ (George W. Bush) 当選の二〇〇〇年、そしてこのブッシュ再選の二〇〇四年の各大統領選挙は僅差の結果であった。これは中庸・中道層が民主党、共和党候補に均等に分化したことによるものだという。民主党はよりリベラルな方向を掲げ、共和党はより保守的な方向を掲げた、というように、あくまで政党が対立軸を明確化し対極化を指向したに過ぎない、という議論などがある。³⁾

しかしこれらはいくまで、世論調査の選挙結果から中道層に分類された比率を、そのまま中道中庸なアメリカ国民であると仮構し、彼らの置かれた社会現実を考慮することなく、選挙結果から強引に実社会に反映させ議論を敷衍しているに過ぎない、と考えられる。現実のアメリカ社会の分断化に目を向ける必要があるのはこのためでもある。

トランプ型ポピュリズムには、歴史的にアメリカで見られたポピュリズムと相違し、背景にアメリカ国民の分断や不安定性、福祉国家化によるガバナビリティーの低下があり、また国内産業構造においては、ラストベルト (Rust Belt、赤錆地帯) に代表されるように第二次産業の製造業の衰退が見られ、第三次産業の情報・金融業が急拡大している構造変化がある。この社会的背景を踏まえ、トランプ型ポピュリズムをこれまでの大衆運動とは明確に区分し、別個に捉え直す必要がある。近い将来において、白人人口の減少から人種構成が変動する事態は避けられず、この点も直視していかなければならないだろう。十年ごとに実施される、アメリカ合衆国国勢調査二〇二〇年版からは、米国の総人口に占める人種・民族グループの構成は、二〇二〇年時点で白人の割合が五七・八%と最大である

ものの、構成比で見るとならば二〇一〇年の六三・七%から五・九%低下しているのである。そして対照的に、比率が拡大しているのが、ヒスパニック系およびラテン系で、同じ時期に一六・三%から一八・七%へと二・四%上昇しており、この両者の縮小と拡大の傾向は続くと思われる。⁵⁾白人下層中産階級のアイデンティティの危機とも合致し、トランプ型大衆運動とそのポピュリズムは過性で消えるものではなく、度重ねて発露するであろう。

二・ポピュリズムと一九七〇年代の新右翼による草の根運動の考察

ポピュリズムの発生の素地となる大衆社会とはいかなるものであろうか。大衆社会とは、中世的な村落社会間での人びとの閉鎖的関係性を超え、近代の交通機関や通信情報機関の発展も相まって、大量の大衆が相互に接触を可能とした社会である。また産業においても分業化が進展し、相互依存性が高まったにもかかわらず、個人はそれぞれ一層隔絶されているような、個人がアトム化し、砂粒化している社会であるともいえる。そこでの大衆個人間の関係とは有機的なものではなく、触れ合おうとも感じることがなく、出会うとも視界に入らないような、相互に隔絶されたものなのである。このような中で存在する個人とは、自我の統一感覚を喪失する、不安がつのる、あたらしい信条への追求が起きるものであるという指摘もある。⁶⁾

その大衆を素地として行われる運動は草の根運動といわれ、アメリカ社会では歴史を有するものである。ここで着目する新右翼もまた大衆運動を基盤としており、ポピュリズムの表出されたものの一つと捉える。

一九六〇年代からアメリカでは社会運動による保守派の組織化が開始され、反ERA (Equal Rights Amendment, アメリカ合衆国憲法に男女平等を明記する平等権修正条項)、反妊娠中絶といった社会問題において、保守派が全国的に巻き返しを図った。そしてその運動母体として多くの団体が結成された。これを牽引した草の根運動は単一争点的であったのである。⁷⁾

この草の根運動の資金集めとしてダイレクトメールが利用されていたのが特徴である。この章では、草の根運動とダイレクトメールに着目し、大衆運動の現代化を考察するなかで、トランプ型ポピュリズムの分析へと繋げていきたい。ここでまず、この草の根運動において主体的役割を果たした、リチャード・ビグリー (Richard Artigue) を取り上げ彼の運動方針を概観していく。

本格的な新右翼の組織化とは、一九七四年八月にリチャード・ニクソン (Richard Milhous Nixon) 大統領がウォーターゲート事件で辞任し、ジエラルド・フォード (Gerald Rudolph Ford Jr.) 副大統領が大統領に昇格した際の、副大統領指名を契機として始まったともいえる。フォードはこの時、ネルソン・ロックフェラー (Nelson Aldrich Rockefeller) を副大統領に指名している。このロックフェラーについてはリベラル派と目されてきたため、ビグリーは指名の阻止を望んでいた。しかし、共和党内の保守派には指導力が発揮できず、このロックフェラー指名に抵抗できなかったのである。そこでこの一件から、ビグリーは共和党内保守派と袂を分かち、独自に新右翼の組織化に取り組んだ。⁸⁾この際に有効であったのが、ダイレクトメールであったのである。

まず、ビグリーは保守運動団体の設立を促していた。一九七五年、ビグリーはハワード・フィリップス (Howard Jay Phillips, ユダヤ人) を支援し、保守幹部会議 (The Conservative Caucus, TCC)

を創設させた⁹⁾。ポール・ウェイリッチ (Paul Michael Weirich, カトリック教徒) は一九七三年にシネクタンクであるヘリテージ財団の設立者の一人となった。そしてビグリーの後押しで、ウェイリッチは自由議会存続委員会 (The Committee for the Survival of a Free Congress, CSFC) を組織した¹⁰⁾。この自由議会存続委員会は非常に新しいことに取り組んだのである。それがダイレクトメールキャンペーンであり、これにより広く資金を調達したのであった。つまりこれが新右翼の萌芽期の草の根団体にとって一つの起点ともなったのである。各団体それぞれがビグリーのダイレクトメール会社 (ビグリー社) を利用し、ビグリーの草の根ダイレクトメールを素地とする新右翼グループが成長していったのである。ここに宗教保守派団体の「モラル・マジョリティ」も加わり、新右翼は一九七〇年代からアメリカ国政に影響を与えるようになった。その活動の基礎を鑑みれば、このようにダイレクトメール、草の根運動という大衆動員によるところが多大といえる。

この草の根運動は左翼、リベラル派が一九六〇年代に繰り出した手法を利用してると推察できる。新右翼の反妊娠中絶、反強制バス通学などの草の根運動は、左翼の単一問題争点型からヒントを得ているとも考えられよう。例えば、ラルフ・ネーダー (Ralph Nader) の消費者保護運動や彼の組織したNGOパブリック・シチズン (Public Citizen)、自然環境保護のシエラクラブ (Sierra Club) などの市民系団体による単一問題争点型の大衆動員の構造を活用しているともいえるからである。

また、新右翼が行う各種の社会問題での大連合、すなわち共和党・民主党両党にまたがったの保守系連合、新・旧教や宗派、時としてユダヤ人を内包するなどの、宗教・宗派を横断しての宗教保守連合を組織した点も特色といえる。この組織化を分析するならば、

これらは第二次世界大戦以前に開始された、民主党のフランクリン・D・ルーズベルト (Franklin Delano Roosevelt) によるニューディール政策連合の仕組みに酷似しているとも見える。ルーズベルトはニューディール政策を継続させるためにも、一九三六年の選挙戦では、奴隷解放に尽くしたリンカーンの所属した共和党を支持する黒人層をはじめとし、都市労働者、移民といった低所得層やマイノリティからの支持も広げていった。これはまさに、ニューディール政策や民主党政権維持に際しての大連合といえる。このため、民主党はこれまで主に農民層を支持基盤としていた政党から、大都市の労働者をも支持基盤とする政党へと変貌していったのである。

このニューディール政策を展開する上での民主党の大連合を踏まえると、新右翼もまた既存の立場に固執せず、横断的連合勢力の結成という考えをもつて、組織化に至ったと分析できるのである。例えば、宗教右翼の団体である「モラル・マジョリティ」にはプロテスタントの団体であるにもかかわらず、ユダヤ人も加入させていることなどが挙げられる。また、一九八〇年、ロナルド・レーガン (Ronald Wilson Reagan, 共和党) の大統領選出においては、前回の一九七六年大統領選挙でジミー・カーター (James Earl Carter Jr., 民主党) を支持した福音派を動かしレーガン支持に向けさせている。加えて、政治無関心層を選挙戦に活用するため政治に引き込んでいる。このため、下層中産階級、労働者階級、マイノリティ、カトリック教徒からも、保守的共通項の提示をもつて新右翼の勢力に加えようとしていたと分析できるのである。これらは伝統的なアメリカ保守主義者である旧式の右翼 (以下、旧右翼) にはできないことだろう。また大企業寄りの共和党主流派にもできないことだろう。ダイレクトメールという手法によって共和党主流派や党組織に依存することなく、直接有権者に接触し、意見提示する手段が拡大した

ことが大きいといえる。これは職業政治家といった、政治経歴がない者でも大衆に対して認知度を高めることができる。テレビ、新聞や雑誌といった、旧来のマスコミや党組織に頼らずに選挙戦を行えることが、草の根運動や大衆運動の長所であると思われる。これらの点もトランプ型ポピュリズムを検証する上で着目すべき有益な素材となるだろう。

このように新右翼はもとよりベラル派左翼の編み出した政治手法を巧みに工夫し、保守的宗教・宗派あるいは政党・党派を横断し、草の根運動、大衆運動を実現したものであった。狙いは中産階級より下位の存在である。この階級は、アメリカが製造業を中心とする第二次産業社会から第三次産業社会への移行が進む中、産業構造の変動に対処できず、社会的にも経済的にも下降し出した者たちといえる。ゆえにこの点、共和党の主流派や伝統的価値観の維持を標榜する旧右翼とも相違しているのである。

つまり、新右翼のポピュリズムとは「モラル・マジORITY」などといった宗教右翼と同様に、下層中産階級以下に対象の焦点を当てた大衆指向性の強いものである。ここには社会疎外者、構造変化に乗れなかった者、白人であっても低所得者、中・低学歴者などが多い傾向にある。よって、共和党主流派と利害は致せず、時として対立機運を孕んでいる。一九七〇年代に新右翼がポピュリズムとして抬頭したのは、産業背景・文化背景、さらには共和党支持層内での対立が絡んでいたといえる。

新右翼は左翼政策への攻撃を第一目標としているが、第二には大企業、大労働組合、既存メディア、東部エスタブリッシュメント、高学歴エリート層なども攻撃対象としている。すなわち、草の根運動のポピュリズムにおいては、左翼のエスタブリッシュメントも右翼のエスタブリッシュメントもその両者とも相容れない敵とみなす、といえよ

う。ゆえにこのことから草の根ポピュリズムの新右翼は、保守系の社会運動の政策実現で同志となるはずの、共和党主流派や伝統保守派の旧右翼とも軋轢を生じさせることになる。共和党主流派の多くは東部出身者たちによつて構成され、大企業寄りで、大企業の利益追求に資する者たちであるという分類が形成されている。この主流派は大企業への政府介入や規制強化には反対し、そして国家の財政赤字の解消を掲げ、財政の健全化を標榜はするものの、大企業を手助けする政府介入には賛同するのである。また外交上も覇権国との雪解けにおおむね賛成する。これらと相容れない政策志向をとる草の根運動のポピュリズムを素地とする新右翼とは、このように共和党主流派や旧右翼とそもそも構成要素が異なっているのである。

そうであるならば、この新右翼の運動は従来の共和党主流派のグループと政策協調はなしうるのだろうか。むしろ共和党として草の根運動のポピュリズムを放置していたら、共和党本体が打撃を受けることになるのではないだろうか、との見解もまた成り立つだろう。加えて、議会も元来単一争点の社会問題に関心は薄いものであつて、また共和党主流派は大企業寄りであり、かつ東部エスタブリッシュメント寄りであることが、本質的に草の根運動を基礎とするポピュリズムにはなじまないのではないかと考察できる。仮に共和党主流派が新右翼をその体内に取り込んだ場合、既存の統治構造にいかなる変化を生じさせるか、または共和党の多数が草の根運動のトランプ型ポピュリズムを素地として政策運営に取り組んだ場合、現代のアメリカ社会や自由社会にとつていかなる自由主義的效果があるか、といった検証は、今後のトランプ型ポピュリズムの理解・適用にも資するものであろう。これについては、結論の「九. 結び—トランプ型ポピュリズムの現代的な位置と法哲学的考察」において、アメリカ

力をはじめ先進諸国が福祉国家化、中央指令型化、大きな政府化する現代的国家変容期のなかで、消極的自由をいかに維持しているか、という自由論として論考される。

三．新右翼型ポピュリズムの特徴と分析

一九七〇年代の新右翼のポピュリズムに批判的、懐疑的であったのが一九六四年の共和党大統領選挙候補者のバリー・ゴールドウォーター (Barry Morris Goldwater) 上院議員であった。社会運動の単一争点主義は政治制度に悪影響を及ぼすと考えていたのである。ゴールドウォーターの政策主張の概要は、規制緩和の経済政策、小さな政府希求、減税遂行、同盟国を重視、州権を重視、反中央政府、反中央集権主義、反労働組合といったものであった。彼のようなポピュリズムに批判的な旧右翼の立場と比較するならば、新右翼では反妊娠中絶、反公立学校祈祷禁止、反同性愛、反強制バス通学、反ERAといった社会問題の扱いが前面に打ち出されてくる。旧右翼は大衆への懐疑を伝統的に有するのに対し、新右翼は大衆の組織化を図っている点こそが相違するものである。いわば旧右翼は大衆を信頼性が欠如するものとみなしているということである。ゆえに大衆運動を軸とする新右翼とは依拠する対象が全く相違することになる。その新右翼の運動方法はダイレクトメールを活用し、広く手堅く支持層を拡大し、その動員対象は下層中産階級以下に定められていたことも前述した。また、外交上も旧右翼はソ連との軍事均衡を求めるが、新右翼は対ソ圧倒的優位を図ろうとした。旧右翼は共和党内の主流派との間の勢力構図から外れることなく、そして大衆の組織化も考えていなかったのである。これらからも、新右翼はその支持者の階層・文化背景からはじまって支持者の動員方法

に至るまで、これまでの保守政治の政党運営の仕組みから大きく逸脱していると指摘できる。ゆえにこの点を特に「新右翼は文化上、戦術上保守政治から大きくかけ離れている」と論じているのも相¹³⁾当ということができよう。

新右翼の源流を辿るならば、反巨大政府、反エリート、反公民権運動を掲げ、一九六六年にジョージ・ウォレス (George Corley Wallace Jr.) が大統領選挙に出馬した時のアメリカ独立党に遡ることができ。特徴としては南部地域の住民に加えて、北東部の労働者階級が支持した点が挙げられる。一九七〇年代にもこのような労働者階級が反エリートを標榜する傾向は拡大していった。その後は下層中産階級においても社会不満が広がっていく傾向が見られたのである。そしてそれは以後もさらに継続していると捉えることもできる。

一九七〇年代のポピュリズムや草の根運動の新右翼は、このようなアメリカ国民の中での下層中産階級や労働者階級の不満を受け容れ、動員を図ることを戦術としているのである。その上で単一争点型に持ち込み、反大きな政府、反エスタブリッシュメント、反左翼を標榜しているのが特徴である。

ビグリーは大企業、大銀行、巨大メディア、大労働組合、巨大化した連邦政府といった社会構成体をそれぞれが所属している共和党、民主党での区分をせずに、新しいエスタブリッシュメントとみなし、その一方でこれと敵対する、疎外され、忘れ去られていった、いわゆる静かな大衆たちによるポピュリズムの到来を予想したのは妥当であったといえよう。例えば、製造業に就業していて、情報化社会や金融社会に適応できない階層、かつその製造業自体が衰微しつつある現実、白人でありながら疎外されている階層が一九七〇年代以降大量に生み出されてきているのである。¹⁴⁾

一九八〇年のレーガン大統領当選に新右翼は協力したものの、閣僚長官ポストは東部エスタブリッシュメントや東部有力大学出身者が占めていた。新右翼の素地とする、疎外され、忘れ去られた者、つまり下層中産階級以下の静かな大衆は重視されていない。このことから、反エスタブリッシュメントを前面に打ち出し、時には既成政党に反対する新右翼の大衆運動の立場が一層浮かび上がったともいえるだろう。特に単一争点問題などの社会問題を扱うことがこの運動の特徴である。かつての伝統的保守・極右組織が内包する、反ユダヤ・反カトリックの信条とも性格が異なっている。宗教心を持ち、あるいは伝統的価値観を有し、かつ反リベラルの気風を存在させられれば、この種のポピュリズムは今後も宗教的助力を得て継続していく可能性が高いと考えられる。単一争点問題の存在と大衆運動を助力する団体の存否こそ、今後のトランプ型ポピュリズムの推移と興亡の試金石ともなるだろう。

四. ティーパーティー運動の始まりと影響

二〇一〇年アメリカ中間選挙において最も特色となったことは、保守派の大衆運動である二〇〇九年隆盛のティーパーティー運動の影響が見られたことである。¹⁵⁾ ティーパーティー運動の支援で当時の野党共和党が大きく議席を伸ばした。連邦上院では定数二〇〇議席中、共和党は四十一議席から四十七議席（無所属が二議席）になり、民主党は過半数の五二議席を辛うじて維持したものの、下院では定数四三五議席中、共和党は七九議席から二四二議席へと躍進し過半数を確保し、民主党は二五六議席から一九三議席に減らしている。

ティーパーティー運動はバラック・オバマ (Barack Obama) 政権誕

生後から拡大した草の根運動であり、一七七三年のボストン茶会事件と「税金はもうこれ以上たくさんである」『Taxed Enough Already』の頭文字 (T E A) から来ている。この運動は小さな政府を志向し、オバマ政権の経済政策や医療保険制度改革への反対を唱え、アメリカ全土に拡大した。主な支持層は、白人中間層であり、共和党支持者が五十四%、中産階級が五十%、教育水準では大学卒（二十六%）と大学教育履修者（三十三%）を併せて五十九%となるなど、経済的にも教育的にも中産階級の特徴を示している。¹⁶⁾ このティーパーティー運動はオバマ政権の医療保険制度改革や積極財政型の経済政策に反対しており、民主党に反対するのみならず、共和党内の医療保険制度改革への同調派にも反対している点が特徴といえる。

振り返れば、アメリカの政治史を辿ると周期的に民衆運動が発生しているのである。この運動においては既得権益を保持するエスタブリッシュメントに反対しているのが特徴といえる。またこの運動は右翼と左翼の両者から表出している。ゆえに運動の目標自体が明確に相違している。右翼（保守）は政府、特に連邦政府が問題と見なし、連邦政府の政策にすぎないことは解決にはならないと主張する。これに対し、左翼は連邦政府が経済政策に積極的に介入して解決を図るべきだと提唱する傾向がある。

二〇〇九年拡大のティーパーティー運動は、民主党を批判するのみならず、共和党の中道派をも批判した。これはいわば党派を超えた大連合にその特徴がある。確かに、この大連合という形で見ると、ニューデール連合や一九七〇年代の新右翼による草の根運動と類似点を指摘できる。ティーパーティー運動はポピュリズム右翼の大衆反乱であり、アメリカ政治の大きな動きの一つとして評価できるし、今後も大きな運動として活力を維持すると分析する議論もある。

る。⁶⁷これは大衆右翼の大衆運動として動向は注目できる。運動の広がりや支援体制などが従来の草の根運動の規模を超えて全米に波及し、多数の組織が関与したからである。ただ医療保険制度改革論争を軸とし、小さな政府を追求する、リバタリアンの運動に限定するならば、このティーパーティー運動はやがて収束していき、下層中産階級の大衆にとって魅力ある、財政出動型の政策追求への展開や他の単一争点型の政策追求への移行もありうる。現にトランプ型ポピュリズムではそのように公共事業による積極財政型を否定していない運動となっている。また移民問題こそが強力な単一争点であり、トランプ型ポピュリズムの核心の一つである。そもそもティーパーティー運動は、民主党を敵対勢力としただけでなく、共和党内のオバマケアに一定の理解を示した勢力に対しても批判の矛先を向けていた。言うなれば、ポピュリズムとは財政論のみで考えるよりも、大衆の運動要素としてエスタブリッシュメントの既得システムに反対を表明する行為を含めて捉えたほうが実像に迫れるのだろう。大衆による怨嗟と不満の表出、そして単純な単一的な社会問題を対象としていることにその特徴が示されているといえるだろう。

五. 一九七〇年代新右翼運動や二〇〇九年ティーパーティー運動と比較したトランプ型ポピュリズムの論考

ティーパーティー運動は、リバタリアン運動ともいえるし、反エスタブリッシュメントの活動ともいえるし、広がりある伝統的な大衆運動ともいえる。ではこのティーパーティー運動からその系譜上にトランプ型ポピュリズムが生じ、発展しているのだろうか。あるいは、このティーパーティー運動とは分離でき、ただ大衆運動の慣性力が主体となつて、トランプ型ポピュリズムが形成されたもののだろうか。

これらを分析することは、トランプ型政策の本質的理解に資するものと思われるため考察を深めていきたい。またこの際に、一九七〇年代以降、萌芽的な存在から顕著な存在へと変貌した、アメリカ国民の分極化・分断化や不安定性、あるいは過度な福祉国家のもとで発生したガバナビリティーの危機⁶⁸、そして産業構造の変化などによる、アメリカ国民の直面している現実にも着目しつつ、議論を進めていきたい。

ここで一つの検証方法として、ティーパーティー運動をトランプ現象と直に結び付け、意図的に収斂させる必要性はなく、むしろティーパーティー運動の現象とはアメリカにおいて、草の根運動は左翼のみならず右翼の側でも発生するという政治文化の一つを示した事例に過ぎないと捉えてみたい。すなわち端的に、ティーパーティーという右翼運動から直接的にトランプ型ポピュリズムを帰結させるというのではなく、トランプ型ポピュリズムとは他の要因からの影響を色濃く受けた可能性もあるとの視点で検討をしていく。確かに両者で依拠している大衆性それ自体は酷似しているだろう。しかしながら、トランプ型ポピュリズムはアメリカの分断という急務の社会問題を背景にした社会運動型にしている。草の根と大衆という一面では類似しているが、一九七〇年代の新右翼や、二〇〇九年のティーパーティー運動とは社会背景と基盤が大きく相違していると考えられる。

つまり枠組みとしては同じであるものの、一九七〇年代の新右翼運動の時点と比較して、多様性、公平性、包摂性などの積極的自由の概念が社会的正義としてアメリカ社会に鋭く、深く入り込んでいる現代とはやはり大きく異なる。なぜなら現時点のこのような社会的正義が蔓延する社会では、アメリカン・マインドを持たない者、英米的価値観・法思想を持たない者の移民としての流入を阻止するなどの主張は、文化多様性や法規上から積極的に述べることがで

きなくなっているからである。治安悪化、アメリカ国民の雇用機会剥奪、または自国民給与の低水準化などの問題と絡めて論ぜざるを得なくなっている。このことは、福祉国家化した自由社会諸国の実際にみられる福祉政策と小さな政府・消極的自由追求の理念との乖離をみるようである。小さな政府をはじめとし、自国文化保持の理念も将来において達成していくことは極めて険路なものであると言わざるを得ないが、このような中でも、あえて逆行するよう自由社会の理念の追求があつても首肯されるものだろう。そうでなければ、消極的自由の理念を基礎とし構成される英米系自由主義の擁護などは次第に考慮されず、顧みられなくなる危惧がある。よつて移民問題を治安や経済面からのみ論じるのではなく、自国文化保持、英米系自由・法の支配の擁護、小さな政府の希求、消極的自由の尊重、などを常に持ち出し提唱し続けることも許容されるのではないか。これらを普遍的な価値であるとして提唱し続けてもよいのではないか。

確かに国内法、あるいは国際法上の、文化多様性、差別禁止などの面から、移民問題が治安や経済問題にシフトしてしまいかねない。そうであるものの、あえて社会問題にかかわる移民について、自国の文化・精神、宗教、法思想、自由主義、英米系国際法秩序をその受け入れ基準として加えてもよいのだ、ということを図らずもトランプ政権やトランプ型ポピュリズムは我々に先達として示し、政策上の教訓として残してくれたといえる。我々はこれらを自由社会の維持に活用できるか検証していくことが求められよう。トランプ型ポピュリズムを、大衆熱狂型という扱いに収斂させられず、単なる草の根・大衆運動というものにも収斂させることはできない。現代アメリカの社会問題に焦点を当てる、二〇一〇年代以降の特異的位置を占める社会問題型ポピュリズムである。これは、一九七〇年

代の社会問題を扱った新右翼とは形式上類似しているものの、思想背景においては変貌が大きく、異なる位置にある。また、主に財政論に終始したティーパーティー運動とも異なる位置にあると考える。一九七〇年代の新右翼型ポピュリズムの時代には、アメリカの分断は顕著でなく、文化多様性は自生的秩序内への取り込みが弱く、萌芽的な存在に過ぎなかった。ティーパーティー運動では大衆動員は見られたが、また保守的運動ではあつたが、財政問題に焦点を当てているため、一般の社会問題への考慮が乏しかった。ゆえにこれらはトランプ型ポピュリズム運動との因果性、直結性の程度は弱いとみなすものである。つまり、トランプ型ポピュリズムとは、一九七〇年代のいまだ多様性、公平性、包摂性が途上であつた時期の新右翼の誕生、目的そして運動とも、二〇〇九年の財政規律を求める全米草の根の広がりを見せた小さな政府志向のティーパーティー運動とも異なっている。両者いずれにも分類できないものである。よつて、二〇一〇年代以降の独自の地位を示す社会問題争点型のポピュリズムといえよう。それは二〇一〇年代にアメリカにおいて英米系自由主義・法思想と相反する多様性、公平性、包摂性などの合理主義思想が急速に多数介入し旧来の自生的秩序が揺らいでいる時期であること、人種別人口比、産業構造からアメリカ社会内で国内分断が生じていることが理由として挙げられるだろう。

六．トランプ型アメリカ・ファースト政策にみられるポピュリズムの背景と論点の所在

トランプはアメリカ・ファースト、すなわち自国アメリカ第一主義を一期目の大統領選挙中から掲げ、当選した。「この瞬間からアメリカ・ファーストとなる。通商、税金、移民、外交といった事柄は、

アメリカの労働者たちとアメリカの家族たちに利益があるよう決められていく」¹⁹⁾などの大統領就任演説に端的に表れている。トランプの政策や政治運動はトランプ型ポピュリズムとも形容できる。この章では移民、外交政策を軸にこのアメリカ・ファースト政策を具体的に検討する過程で、これに込められたトランプ型ポピュリズムを分析していく。トランプをポピュリズムに依拠した政治家とみなす理由の一つとして、保守的側面（移民政策の厳格運用）とリベラル的側面（保護貿易の推進）、さらにはアナキズム的側面（コスト重視の不介入主義外交の展開）など左右にぶれる多様な特徴を示していることによる。またトランプ自身が、移民、マイノリティに関してこれを単一争点の社会問題として活用している。加えて、東部エスタブリッシュメントの象徴の一つであるウォール街やワシントン政界をも反エスタブリッシュメントの姿勢で難詰するという草の根運動的特徴を有している。例えば、「あまりもの長期間にわたって、わが国の首都の少数のグループが政府の利得を享受し、国民はその負担をしていた。ワシントンは繁栄したが、国民はその富を分かち合えなかった。政治家は繁栄したが、仕事は去り工場は閉鎖された。エスタブリッシュメントは自分たちを守ったが、わが国民を守ることはなかった」²⁰⁾などの見解にも示されているだろう。このような点から、トランプを共和党所属であるからと言って保守主義政治家と呼称できない理由がある。実際トランプは一期目政権時に、所得税や法人税の減税を提唱・実行したことなど、小さな政府論者と思える政策を推進した。その一方で、公共事業の拡充を訴えるなど大きな政府の役割を肯定的に捉えていた。二期目政権（二〇二五年）発足に際しても、政府効率化省（Department of Government Efficiency, D.O.G.E.）の設置など小さな政府の方向を追求している²¹⁾。すなわち、小さな政府追求や財産権擁護、自由競争の促進

といった自由市場システムへの同意を示している。ところが他方においては公共事業の推進など大きな政府政策を併用するところに、トランプ型ポピュリズムの特質として注目できる。そしてやはり、最も大きな特徴とは一九七〇年代の新右翼のような単一争点型社会問題を掲げていることである。この端的な事例が移民問題と外交問題であり、その政策であるといえよう。

（1）移民政策

トランプ移民政策では、①国境を封鎖し移民の侵入を阻止すること（国境の壁完成、移民法執行機関の拡大、国境監視強化、軍によるアメリカ南部国境の警備）、②米国史上最大の強制送還作戦を実行すること、③移民犯罪の蔓延を阻止することを「速やかに達成する二十の約束」²²⁾に含めている。また付随的に、入国審査を強化し、不法入国と、ビザ期限切れの不法滞在に対する罰則を強化することを掲げている。

これに対して、不法移民の厳格な取締りや不法移民の強制送還は実行すべきではないという反トランプ政策の議論がある。例えば、二〇二二年から二〇二五年のジョー・バイデン（Joe Biden、民主党）政権は不法移民への寛容な政策を打ち出し、この結果、アメリカ国内への記録的な不法移民の流入を招いた。²³⁾

ここで、アメリカの一般通商行為としての輸入において、非合法品（代表例としてアヘン（麻薬）と合法品（代表例として衣料品）を素材に考察していく。不法移民―アヘン、合法移民―衣料品としてこの移民問題を考察してみよう。

アメリカはアヘンを規制物質法に基づいて輸入禁止にできる。では、このアヘンと同じく、非合法の不法移民の輸入（流入）も阻止してはいけないのか。違法輸入品であるアヘンの流入はアメリカ政府の意

思で拒否できるが、違法入国者たる不法移民の流入をアメリカ政府は拒否ができない、という法学議論は果たして妥当であるのか。

さらに、不法でない移民についても考えてみよう。アメリカは衣料品として綿製シャツ製品などの流入について、通商上流入規制を構築してきた。例えば、日米間には一九五〇年代から一九七〇年代まで繊維貿易摩擦があった。一九五五年に製品単価が約1ドルの「ワングラブブラウス」と呼称された日本製の綿製品品の輸入急増に対し、アメリカ繊維業界が対日輸入制限運動を展開した。⁽²⁴⁾これを踏まえて、日本はアメリカ側の独自の一方的輸入制限措置を回避するため、一九五六年に対米綿製品輸出調整措置を行った。⁽²⁵⁾この時アメリカは実行しようと思えば独自で日本製綿製品の輸入規制がなしえたのである。現在は世界貿易機関(WTO)の規定で輸入規制や自主規制要求が困難というならば、関税で流入を制限することになる。つまり、保護主義的な通商政策として関税の活用が考えられるだろう。これを敷衍するなら、一般移民の流入にも規制・基準を設ける保護主義的な政策を採用することは主権国家の権限行使の範疇となる。アメリカ合衆国は主権を有する一国であって、世界の公園ではない。人種差別に繋がるからアメリカは移民規制をしてはいけない、ということならばどこにその論拠を求めることができるのか。移民数をコントロールすることや、いかなる資格・能力を有するかの基準で移民の可否を判断することはその主権国家の管轄権に属するものではないのか。

また、英米系自由主義社会に入るなら、その文化を受容する義務があると定めることも許容されるのではない。英語、英米系自由主義、マグナ・カルタ以降の法思想や法の支配の法思想を受容することを求めるという基準設定もその国家の管轄権の一つであって、このような政策の実行は妥当であると考えられないだろうか。

トランプ移民政策のもう一つの論拠ともなっている、不法移民による治安悪化と社会福祉増大を防止するためとする理由づけとは、これはいわば不法移民という対象への社会福祉政策に異議を唱えるものでもあり、反過剰福祉という小さな政府希求のなかの一種ではないだろうか。社会問題型ポピュリズムと反福祉政策、小さな政府論が連動しているのではない。つまりトランプ政策の移民論点については、小さな政府追求にも関係するものもある、ということである。そのような視点も特徴として指摘できよう。ポピュリズムにおいては、保守系(小さな政府系)もあれば、リベラル系(大きな政府系)もある。このポピュリズムにおいて小さな政府志向があることは、ティーパーティー運動でも確認できたが、このティーパーティー運動の系譜のみがポピュリズム運動ではない。ティーパーティー運動と同様、他のポピュリズム運動は、大衆運動から湧き上がるもので、保守系もリベラル系も存在する、または自国文化保持要求もあれば財政的要求、治安的要求の側面もある、ということである。それをトランプ型ポピュリズム、そしてアメリカ・ファースト政策は再確認させてくれた。移民政策はアメリカ国家やアメリカン・マインドを擁護する保守的運動ともいえるし、コスト意識から、小さな政府論からも論じられ、雇用面からも治安面からも論じられる。確かに人権擁護、移民保護的な、リベラル的政策が理念としてアメリカでは定着しつつあるだろう。現在はそれが自生的秩序に組み込まれつつあるともいえる。この流れに、トランプ型ポピュリズムは反駁しているのである。今は両者の「せめぎ合いの時代」であり、両者が表出し拮抗し、対立している状況といえる。トランプのアメリカ・ファースト政策はこの点を我々に明解に示してくれたといえる。

(2) 外交政策

トランプは、「コスト削減の中立・不介入主義」の外交政策を推進した。この外交方針をアメリカ・ファーストのもう一つの柱として、一期目選挙戦、そして大統領二期目在任時、さらには二期目選挙戦、そして大統領二期目在任時においても提唱し適用してきたことが特徴である。これは概ね、アメリカが外交上、孤立主義に立脚すると喧伝されてきたものであり、その傾向を想定している。ここでいう孤立主義とは単独主義と不介入主義を意味してきたものである。この外交におけるアメリカ・ファーストに関し、特に第二次世界大戦をめぐるアメリカ・ファースト運動の歴史を概観し、アメリカの孤立主義との関係性を見出すなかで、トランプ型外交における社会問題型ポピュリズムから敷衍される本質的課題を考察していきたい。

孤立主義外交とは、単独主義 (unilateralism) と不介入主義 (non-interventionism) を通常組み合わせ採用するものである。このうち単独主義とは外国との同盟締結を忌避する外交方針を掲げるのが一般的である。また不介入主義を遂行するには主として以下の三種類の義務を伴うことになる。中立国が交戦国に軍事的支援をしてはならない避止義務、中立国は交戦国が行う戦争遂行の過程において、一定の不利益を受けても黙認しなければならない黙認義務、中立国は自国の領域を交戦国に利用させてはならない防止義務などである。この中では特に避止義務が重要となる。孤立主義外交を採用すると、他国と軍事連携を避けて単独で自国防衛をするため、通例スイスにみられるような重武装の中立国家となる傾向がある。これらを踏まえると、トランプ型アメリカ・ファースト外交とは純粹な意味の単独主義や不介入主義ではなく、アメリカの世界関与の割合を低下させようとする外交政策に対しての解釈表現の一種ともいえるだろう。

このアメリカ・ファーストという不介入主義外交について、一九八一年から一九八九年のレーガン大統領期の外交と比較し考察したい。レーガン期に採用された政策の多くがネオコンサバティブ (ネオコン) と呼称される一派の提唱する軍事・外交政策であったが、そもそもこのネオコン派とは一九七〇年代に民主党タカ派に所属していたのである。その当時の共和党では「クソンやヘンリー・キッシンジャー (Henry Alhed Kissinger) のデタント外交という名の米ソ共存、緊張緩和が主体となっていた。これに不満のあるネオコン派は民主党から共和党へ所属を移り、やがて共和党レーガン政権の外交・軍事政策を支えることとなった。このネオコンは世界介入型であって、世界秩序の維持と自由、民主主義、英米系の法秩序、法の支配を普及させるためアメリカの道義的な責任を世界で果たすこと、そしてそのための理念を標榜すること、加えて武力行使を辞さないことなどを掲げていた。

これと比較するならば、ポピュリズムを伴うトランプ外交政策では、アメリカの世界での役割や、あるいは価値や理念を提示できていない。アメリカ単独主義の外交を標榜し、国際社会における英米系の自由主義、法の支配の価値を普及させる指導力や責任を等閑視してきたものである。また、このため道義のない孤立主義を伴っている。これは環太平洋パートナーシップ協定 (TPP) 離脱宣言や北大西洋条約機構 (NATO) 解体示唆、さらには親露外交路線などにおいて確認できる。たしかに、オバマ政権時に縮小された軍事予算を拡大しているものの、西側との国際協調を重要視することが欠如していることなど、トランプの「力による平和」とは、レーガン期のそのフレーズの内容とは大いに異なつてレーガン外交とは極めて相違するものとなっている。

七. 英米系の自由な国際秩序とトランプ型アメリカ・ファーストの関係考察

トランプ一期目政権時には、英米的な自由な法秩序、すなわち英米が築いた国際秩序を破壊や毀損しようとする覇権国家（主にロシア）に対する抑止が揺らいでいた。

自由な法秩序の例としては、第二次世界大戦後の一九四〇年代後半からアメリカが先導しておこなった次の項目が参考になる。一. 市場の自由開放、二. 経済の安定と社会的保護、三. 多国間における制度的協力、四. 共同安全保障、五. 欧米民主主義国間の連帯強化、六. 人権と進歩的な改良、七. アメリカのリーダーシップを基礎として構築された国際秩序などである。

ところが二〇〇七年からの世界金融危機や経済のグローバル化に伴うアメリカ社会の貧富の格差拡大、下層中産階級の不満や慨嘆なども合わさり、自由な国際秩序は時として、アメリカ国内からも影響を受けて、アメリカ国内問題優先主義の名のもとに動揺している状況ともいえる。⁽²⁷⁾ トランプは、通商、同盟関係、多国間主義において従来の枠組みの変更を企図してもいた。代表的なものにアメリカ単独主義の例として、NATO不要論⁽²⁸⁾があった。実際在任中にNATO潰しも示唆したほどであった。

トランプ型の現在のアメリカ・ファーストとは、アメリカ建国期のヨーロッパの戦争に介入しない不介入主義やジェームズ・モンロー (James Monroe) 大統領（任期一八七二―一八二五年）の、アメリカがヨーロッパの紛争に介入せず、その一方でヨーロッパもアメリカに介入しないことを要求するモンロー主義⁽²⁹⁾の再来かのように演出させているが、かつてのアメリカの国力が微弱だった頃の不介入主義外交と次元が異なるものである。アメリカ・ファーストによる不介入主義外交の結末

とは、ユーラシア大陸に覇権国の誕生を使喚する、反自由主義社会の横溢をもたらすものであって、またそれを希求するイデオロギーともみなせる。必然的に現在ではロシア・中国に有利となるだろう。一九四〇年設立のアメリカ・ファースト委員会の理想としたヨーロッパへの不介入外交とは、ナチスドイツやソ連のヨーロッパ覇権を放置、等閑視するものであったように、このアメリカ・ファーストは反自由主義、反英米的国際秩序、反法の支配を基調としてしているとみえる。いわば国際アナキズムであり、国際虚無主義に立脚している。いずれも英米系の自由主義に適うものではない。アメリカ・ファースト委員会には親独、そして親ソ、また全体主義者・共産主義者、さらには無政府主義者も多数加わっていた。表面上は一九世紀までのアメリカ孤立主義の伝統を受け継ぐ体で彩られていたが、実際は他の思惑をもって、つまりドイツやソ連が有益となるよう、アメリカがユーラシア大陸に介入しないよう誘引する目的で活動していたのである。

八. トランプ型アメリカ・ファースト外交における分析

トランプ型アメリカ・ファーストの特徴として外交・軍事上は国際無秩序、アナキズム傾向を招来させ、アメリカの介入・影響力が低下するためにユーラシア大陸に覇権国の抬頭を促しかねない。また、覇権国が抬頭するには必然的に好都合となる。この点からも世界に局地紛争を誘発しかねない要素を含んでいるものである。

アメリカが国際介入型で影響力を行使する方が、それを否定し国際不介入とするよりも、ユーラシア大陸の安定性が確保される。アメリカ・ファーストの不介入主義外交とは、建国期からモンロー大統領期までと相違して、アメリカの国力が上昇してからは、アメ

力を旧大陸に介入させまいとする勢力の裏の意図が加わっていることも垣間見られる。アメリカは第二次世界大戦への参戦可否をめぐり、飛行士のチャールズ・リンドバーグ (Charles Augustus Lindbergh) や自動車会社経営者のヘンリー・フォード (Henry Ford) がアメリカ・ファースト運動で顕著な働きを見せたが、結局はナチスドイツに有益に活用されたように、またソ連もアメリカ・ファースト委員会に工作員を送り込んでいたように、覇権を伺う国家を利する結果を招来する。二十世紀ではロシア、中国に資するものとなりかねない。すなわちアメリカ・ファーストを是認することは、ユーラシア大陸において、ロシア・中国の抬頭を誘発することにも繋がる。二〇一七年から実行されたトランプ型アメリカ・ファースト外交の教訓としては、このアメリカ・ファーストを日本や西ヨーロッパから捉え直して、外交構造を詳細に分析し、アメリカを国際社会に介入させる、反アメリカ・ファーストの力が必要で、その努力が求められるということであろう。アメリカは振り子のように、孤立主義という過去に存在した、世界の紛争に関わらなくてよい安らぎの場を求める性質があり、孤立主義に誘われていく傾向がある。アメリカにおいて、今後いかなる政権が誕生しようとも、西太平洋、ヨーロッパ方面にアメリカの影響力を残し続ける工夫と努力が日・欧に求められ、アメリカを西太平洋、ヨーロッパに介入させ続ける政策的叡智が必要となろう。

トランプ型ポピュリズム外交は、レーガン政権でのネオコン政策でもなく、アメリカ社会における国民の分断化と不安定性、福祉国家化の進行による統治能力の危機、そして国内産業構造の変化とも密接に関与し合って成立している、特殊二十一世紀型外交ともいえる。アメリカにおいて、今後も国内優先主義が外交に影響を及ぼす、この種の問題は避けられない性質のものである点を指摘した

い。アメリカ・ファーストを標榜する不介入主義の外交政策は、現在ではアメリカの影響をユーラシアに与させたくない勢力の裏の意図が錯綜し、またアメリカ国内の社会的分断や不安定性といったアメリカ社会の動揺が交差している。二十一世紀型のアメリカ・ファースト外交の希求はその草の根ポピュリズムの発生と相まって今後も姿を表し続けるだろう。このため、トランプ型ポピュリズムとその外交政策への回帰は、将来において随時に起こりうる可能性を孕んでいる。このことからトランプ型ポピュリズム政策の長期的追跡と精緻な分析が必須と考えられる。

九. 結びトランプ型ポピュリズムの現代的な位置と法哲学的

考察

一期目トランプ政権においても、インフラ整備による公共事業の拡大など積極財政政策が併用されてきた。歴史を振り返っても、一九八二年から一九八九年のレーガン政権期ですら、連邦政府債務残高や福祉予算規模は縮小できず、小さな政府への回帰や福祉国家の是正は実現できなかつたものである。一九八二年の歳出全体七四五七億ドルに占める社会保障費(保健、メディケア、所得保障、社会保障(年金)の四項目を合計したものは三三七七億ドルであり、これが一九八八年には歳出全体一〇六四億ドルのうち社会保障費は四七二〇億ドルと約一・四倍に増大している。この社会保障費の伸びを物価修正して考えてみる。国際通貨基金(IMF)資料から、アメリカ消費者物価指数で一九八二年を基準年一〇〇とした場合、一九八八年のそれは一一八になっている⁽³⁶⁾。仮にこの数字を参考として、アメリカ社会で一九八二年から一九八八年までその比率の物価の上昇があつたとした場合でも、一九八二年から一九八八年にかけ

ての社会保障予算全体の増加は、その物価の上昇をさらに上回って一・四倍となっているのである。歳出全体から割合も見ても、一九八二年の社会保障費割合は四五%であつて、これが一九八八年の社会保障費割合では四四%と同水準を維持している。目に見えるフードスタンプ予算の縮小ばかりが指摘されてきたが、全体では社会保障の重視傾向は止められなくなつてゐる。すでにカーター政権期に社会保障制度の充実が見られたことから、レーガン政権においては社会保障制度内の非効率性の改善がなされた程度であつて、予算が大幅に削減されたとはいえないだろう。これらを踏まえて、現代アメリカ社会を考察するならば、自由な社会における国家肥大化や福祉国家化の現実とはいかなる将来像を暗示するだろうか。

この問いの背景の二に、既に確立された現代統治機構においては、中央集権化と国家肥大化への志向エネルギーが止むことはない、という峻厳な事実がある。先進各国における中央行政主導の福祉国家化、中央指令型国家化、集産化の傾向はなおも継続し維持されるだろう。

さらに既に、一九三三年から実施されたニューディール政策の大きな影響力によつて、アメリカ伝統の自由市場経済は、一定の改変を受け、その慣例は随所に残り続け、今なお物価や失業問題の解決には、中央政府による集権型国家運営こそ適切と解釈する傾向は、アメリカ社会に都度確認できる。ここに自由主義社会は、福祉政策と相まって多機能化するに至り、消極的自由に依拠した、小さな政府を将来において実現するなどは極めて険路であらう。

現代アメリカ社会においては、社会構造の変化により、アメリカ的価値と伝統の変容が顕著になりつつある。例えば、社会福祉、少数民族の人権といった概念も、経済的側面や政治的側面からの融和政策が母体であつたが、現代アメリカにおいては、これらが政

治理念化し体内に取り込まれつつあるといえる。つまり、F・A・ハイク (Friedrich August von Hayek) の哲学にある自生的秩序論においても読み解けない、中世以来の思想転換期に差し掛かつてゐるのであらう。既に幾つもの現代的政治理念が自生的な構造の中に組み入れられてゐると考えられる。アメリカにおいて文化的多様性などの政治理念もますます現実社会に組み入れられていく蓋然性が高い。

かつて自由論のなかには自生的秩序として法文化や国家を捉え論じることあつた。長い年月を経てこの自生的秩序も移り変わりが起きている。ならば、究極的には、アメリカン・マインド、英米系自由主義、マグナ・カルタ以降の法思想、法の支配の法思想などの英米の価値観を、英米社会に入るには受け容れる必要がある、という理屈付けすらも変わらざるを得ないのだろうか。このような自国文化の保持・擁護などは、将来においても実践可能であるだろうか。既にアメリカ国内、西欧社会内からリベラルな政策の法制化によつて自由社会が変容しつつあり、消極的自由が弱体化している。アメリカの国内法を整備する形で積極的自由の追求が進められ、人権擁護・文化多様性が自生的秩序の中に組み込まれているともいえる。ここにおいて、移民問題であつても治安悪化、アメリカ国民の雇用機会剥奪、もしくは自国民給与の低水準化、などの実用的論点によつてのみ取り扱われかねない。福祉国家政策も既に自生的秩序の中に取り込まれてしまつてゐる状況である。現在のこの福祉国家の中で、小さな政府の追求と同じく自国の文化の擁護を掲げ、移民を規制することは、実態上至難とならう。英米的価値観に対して置かれる形で、人権・文化の多様性の促進などが社会的正義として政治理念にまで高められ、受容されており、この両者は鋭く対

立している。移民問題が素材となつて、今まさにこれらの事柄のせめぎ合いや両者の相克を提示している時期といえよう。

現代社会の政府は、福祉国家として肥大化し、なおも強固である。福祉国家が到来して以降、拡大した政府権力が遍く波及している。このため、幾多の全体主義の理論研究において警鐘対象であった多数者たる大衆よりも、逆説的に、少数者である行政府・政府構成員こそが、反自由主義の政策を担いかねない事態となっている。第二次大戦中や戦後の先進諸国における、統制主義や集産主義の政府の誕生はその具体的事例の一であろう。これらの傾向は少数の政府構成員たる官僚、公共企業体職員によつて促進されていく。この政府構成員らは、集権化を望み、社会工学的設計技術を駆使して、国内の分権化や小さな政府の政策を阻害している。この者たちは経済発展よりも再配分にこそ関心が強く、その大きな政府維持の傾向から、合理主義、設計主義思想に親和性を帯び、集産主義的な社会を希求する勢力といえよう。そしてこの勢力とは、現代のいずれの自由社会でも発生するのである。積極的自由に基づく福祉国家の仕組みはなおも継続していくと思われる。この状況なかで、個人の自由を損なう統制主義や集産主義政府、大きな政府と対峙する新しい概念を挙げるなら、草の根運動やこの度のトランプ型ポピュリズムとそのアイデアとなるだろう。

(1)でトランプ型ポピュリズムに着目することは、自由主義理論の考察においていかなる影響を持つてであろうか。アメリカにおいて、草の根運動やポピュリズムとは、大きな政府へ対抗してきた歴史をもつた活動であり、これは分権制と私的権利の擁護を求める自由主義にとつても類似した方向性をもっている。

アメリカには幸い、中世に端を発したコモン・ローと法の支配の思想が、建国期にイギリスから社会移植されている。この制度の歴史

は長く、適宜の修正を経ても、上位にある、自由を擁護する古き良き法と下位にある法律という形で構成されている原形は失われていない。積極的自由の興隆があつても、政府により福祉国家化が強化されても、多様性の追求が制定法化されても、自由を擁護する上位の法が明確に存在し、そのもとに法律がある、といった関係は弱体化しているとはいえず、いまだ継続しているからである。

そもそも草の根ポピュリズムは、アメリカ政治史の伝統のもと、反啓蒙思想を標榜して、権力の分立による個人の私権の擁護を果たす法思想の一つと考えられる。草の根運動やポピュリズムを自由主義のために活用し、その一方においてトランプ型アメリカ・ファースト政策に存在するマイナス点を巧みに取り除くならば、トランプ型ポピュリズムを自由社会に適用することができようであろう。アメリカの産業構造の変化、人種別人口比率の推移、自国文化の変容の危惧は、やがていずれの先進諸国においても懸念される要素となる。よつてこのトランプ型ポピュリズムの発生を契機として、我々はアメリカの草の根運動やポピュリズムの受容と経過を自由社会や自由理論との関わりにおいて、思慮深く検証する必要性に迫られているといえよう。

注

- (1) James Davison Hunter, *Culture wars: the struggle to define America*, Basic Books, 1991, pp.42-49.
- (2) Carl Desportes Bowman, "The Myth of a Non-Polarized America," *Hedgehog Review*, vol.12, No.3, Fall 2010.
- (3) Morris P. Fiorina, Samuel J. Abrams, & Jeremy C. Pope, *Culture War? The Myth of a Polarized America*, 3rd ed., Longman, 2010, pp.12-19.

- (4) Alan I. Abramowitz, & Kyle L. Saunders, "Is polarization a myth?" *Journal of Politics*, Vol.70, No.2, April 2008, pp.543-544.
- (5) アメリカ合衆国国勢調査局「二〇二二年八月発表。
<https://www.census.gov/newsroom/press-releases/2021/population-changes-nations-diversity.html>
- (9) Daniel Bell, *The End of Ideology: On the Expansion of Political Ideas in the Fifties*, The Free Press, 1960, p.7-8. ダニエル・ベル「邦訳岡田直之『イデオロギーの終焉——一九五〇年代における政治思想の瀕濁にたいして』」東京創元社「一九六九年」五〜六頁。
- (7) Nelson W. Polsby, & Aaron B. Wildavsky, *Presidential Elections: Strategies of American Electoral Politics*, Scribner, 1964.
- (8) Richard Viguerie, *The New Right: We're Ready to Lead*, Viguerie Company, 1981.
- (9) Deborah Kalb, ed., *Guide to U.S. Elections*, Seventh edition, CQ Press, 2016.
- (10) Jason Stahl, *Right Moves*, University of North Carolina Press, 2018, pp. 55, 70, 73.
- (11) Ruth Murray Brown, *For a 'Christian America': A History of the Religious Right*, Prometheus Books, 2002, p.132.
- (12) *Ibid.*, pp.131-135.
- (13) Kevin P. Phillips, *Post-Conservative America: People, Politics, & Ideology in a Time of Crisis*, Random House, 1982, p.102.
- (14) Richard A. Viguerie, *The Establishment vs. The People: Is A New Populist Revolt on the Way?* Regnery Gateway, 1983.
- (15) 参照「藤本一美・末次俊之『ティーパーティー運動—現代米國政治分析』」東信堂「二〇二二年」および久保文明「東京財団「現代アメリカ」プロジェクト編『ティーパーティー運動の研究—アメリカ保守主義の姿容』」NETT出版「二〇二二年」。
- (16) Dan Balz (October 9, 2010). "Tea party fuels GOP midterm enthusiasm, action," *The Washington Post*.
- (17) Scott Rasmussen, & Doug Schoen, *Mad As Hell: How the Tea Party Movement Is Fundamentally Remaking Our Two-Party System*, Harper, 2010, pp.297-298.
- (18) Michel Crozier, Samuel P. Huntington, & Joji Watanuki, *The Crisis of Democracy: Report on the Governability of Democracies to the Trilateral Commission*, New York University Press, 1975, p.105.
- (19) The Inaugural Address by President Donald J. Trump, Jan.20, 2017, Washington, D.C.
<https://trumpwhitehouse.archives.gov/briefings-statements/the-inaugural-address/>
- (20) *Ibid.*
- (21) アメリカでは二〇二五年一月二〇日「トランプ大統領領が、「連邦政府の多様性」「公平性」「包摂性」(DEI)を終了する大統領令」に署名している。これは行政管理予算局長官に「多様性」「公平性」「包摂性」「アクセシビリティ」(DEIA)を強制する政策プログラムや優遇措置などのプログラム廃止を指示しているものであるが、このような若干の「小さな政府や消極的自由希求の動きが政策の場に登場した。」
- (22) RNC Platform Committee Adopts 2024 Republican Party

- Platform, July 08, 2024.
<https://www.donaldtrump.com/news/c0155701-c251-456c-b69a-db3b33061f88>
- (23) Congressional Budget Office [2024a], *The Demographic Outlook: 2024 to 2054*, January 2024.
- (24) 生駒和夫「長谷川道一 日米繊維交渉」『通産ジャーナル』四卷三号、一九八二年、二二頁。
- (25) 第三八回国会「アメリカの綿製品輸入制限及びギンガム輸出対策に関する質問主意書」に対する内閣総理大臣答弁書、一九六二年。
https://www.shugiin.go.jp/Internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b038012.htm
- (26) G. Jhon Ikenberry, *Liberal Leviathan: the origins, crisis and transformation of the American world order*, Princeton University Press, 2011, pp.170-189.
- (27) G. Jhon Ikenberry, "The future of the liberal world order: internationalism after America," *Foreign Affairs*, vol.90 Issue 3, May-June 2011.
- (28) Doug Stokes, "Trump, American hegemony and the future of the liberal international order," *International Affairs*, vol.94 Issue 1, 2018, pp.136-138.
- (29) Dumas Malone, *Jefferson and the Ordeal of Liberty, Vol. 3: Jefferson and His Time*, University of Virginia Press, 2006, p.67.
- (30) *Ibid.*, p.328, "Cabinet Meeting: Option on a Proclamation of Neutrality and on Receiving the French Minister," April 19, 1793.
- (31) Ralph Ketcham, *James Madison: A Biography*, University of Virginia Press, Reprint edition, 1990, p.342.
- (32) *Ibid.*, pp.103, "Pacifus No. VII" July 17, 1793.
- (33) Samuel Eliot Morison, "The Origins of the Monroe Doctrine", *Economica*, Feb., 1924, (10): pp.27-38.
- (34) James Monroe, "The Monroe Doctrine". U.S. Department of State.
<http://eca.state.gov/education/engteaching/pubs/AmlnC/br50.htm>
- (35) Budget of the United States Government for Fiscal Year 1989, Historical Tables.
- (36) International Monetary Fund, World Economic Outlook: Policy Pivot, Rising Threats, October 2024.
<https://www.imf.org/en/Publications/WEO/Issues/2024/10/22/world-economic-outlook-october-2024>
- (37) この点、第三次産業の進展により、他者との接触機会が多くなり、社会の流動性も激しくなっていることから、現代アメリカでは社会の動向に自らの生を位置付ける「他人（外部）指向型人間」を生み出しているという見解がある。アメリカをはじめ、先進諸国における集権化の傾向を間接的に助長させている要素の分析として着目すべき点だ。David Riesman, *The Lonely Crowd: A Study of the Changing American Character*, Yale University Press, 1950, p.11. グレイヴィン・リースマン、邦訳加藤秀俊『孤独な群衆』、みすず書房、一九六四年、十六頁。
- (38) 例えば、全体主義の興隆と大衆の勃興との関係性を考察し、大衆社会への警鐘を鳴らしたもののとして、Sigmund Neumann,

Permanent Revolution: The Total State in a World at War, Haper and Row, 1942. シクマンド・ノイマン、邦訳岩永健吉郎、岡義達、高木誠、『大衆国家と独裁 恒久の革命』、みすず書房、一九六〇年、または、Emil Lederer, *State of the masses: the*

threat of the classless society, W. W. Norton & company, 1940. エミール・レーデラー、邦訳青井和夫、岩城完之、『大衆の国家階級なき社会の脅威』、東京創元社、一九七三年、などがある。